

循環型社会の実現に向けて (詳細版)

平成15年8月

環境省リサイクル推進室

環境基本計画

循環 ← 自然循環
社会の物質循環

H13.1完全施行

循環型社会形成推進基本法(基本的枠組み法)

社会の物質循環の確保
天然資源の消費の抑制
環境負荷の低減

基本原則、 国、地方公共団体、事業者、国民の責務、 国の施策

循環型社会形成推進基本計画 : 国の他の計画の基本

< 廃棄物の適正処理 >

< リサイクルの推進 >

廃棄物処理法

廃棄物の発生抑制
廃棄物の適正処理(リサイクルを含む)
廃棄物処理施設の設置規制
廃棄物処理業者に対する規制
廃棄物処理基準の設定 等

H13.4施行

H15.12施行

資源有効利用促進法

再生資源のリサイクル
リサイクル容易な構造・材質等の工夫
分別回収のための表示
副産物の有効利用の促進

H13.4

施行

リサイクル

(1R)

リデュース
リユース
リサイクル
(3R)

個別物品の特性に応じた規制

容器包装リサイクル法

H9.4
H12.4
施行

・容器包装の市町村による分別収集
・容器の製造・容器包装の利用業者による再商品化

ビン、PETボトル、紙製プラスチック製容器包装等

家電リサイクル法

H13.4
施行

・廃家電を小売店等が消費者より引取
・製造業者等による再商品化

〔 エアコン、冷蔵庫、テレビ、洗濯機 〕

食品リサイクル法

H13.5
施行

食品の製造・加工・販売業者が食品廃棄物等を再生利用等

〔 食品残さ 〕

建設リサイクル法

H14.5
施行

工事の受注者が
・建築物の分別解体
・建設廃材等の再資源化

〔 木材、コンクリート、アスファルト 〕

自動車リサイクル法

H17.1
施行予定

・関係業者が使用済み自動車の引取、70%の回収、解体、破砕
・製造業者等がエアバッグ・シユレツダ-ダストの再資源化、70%の破壊

〔 自動車 〕

「循環型社会」とは、廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

2. 法の対象となる廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と定義

法の対象となる物を有価・無価を問わず「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促進。

3. 処理の「優先順位」を初めて法定化

発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分との優先順位。

4. 国、地方公共団体、事業者及び国民の役割分担を明確化

循環型社会の形成に向け、国、地方公共団体、事業者及び国民が全体で取り組んでいくため、これらの主体の責務を明確にする。特に、

事業者・国民の「排出者責任」を明確化。

生産者が、自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を確立。

5. 政府が「循環型社会形成推進基本計画」を策定

循環型社会の形成を総合的・計画的に進めるため、政府は「循環型社会形成推進基本計画」を次のような仕組みで策定。

計画素案は、平成14年4月1日までに中央環境審議会が意見を述べる指針に即して、環境大臣が策定。

計画案の策定に当たっては、中央環境審議会の意見を聴取。

計画は、政府一丸となった取組を確保するため、関係大臣と協議し、平成15年10月1日までに閣議決定により策定。

計画は閣議決定後、これを国会に報告。

計画の策定期限（平成15年10月1日）、5年ごとの見直しを明記。

国の他の計画は、循環型社会形成推進基本計画を基本とする。

6. 循環型社会の形成のための国の施策を明示

廃棄物等の発生抑制のための措置

「排出者責任」の徹底のための規制等の措置

「拡大生産者責任」を踏まえた措置

（製品等の引取り・循環的な利用の実施、製品等に関する事前評価）

再生品の使用の促進

環境の保全上の支障が生じる場合、原因事業者にその原状回復等の費用を負担させる措置

平成13年1月6日

循環型社会基本法の完全施行

平成13年6月(以降毎年作成・公表)

循環型社会白書(閣議決定)

基本計画策定後は、各種施策の進捗状況を循環白書でフォローアップ

中央環境審議会(循環型社会計画部会)での指針案の審議

平成13年6月

各界からのヒアリング

平成13年7~8月

地域ヒアリング
(札幌、大阪、北九州)

平成13年11~12月

パブリック・コメント

平成14年1月17日

中環審より環境大臣へ指針を意見具申

平成14年2~6月

各界からのヒアリング

平成14年9月24日

基本計画(たたき台)の作成

平成14年10月

地域ヒアリング

平成14年11月26日

環境大臣より中環審へ諮問

平成15年1月27日

中環審での審議
基本計画案の作成

平成15年1月~2月

パブリック・コメント

関係大臣へ基本計画案を協議

関係大臣

財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、
経済産業大臣、国土交通大臣

平成15年3月10日

中環審より環境大臣への答申

平成15年3月14日

閣議決定・国会報告・公表

法律の期限(平成15年10月1日)を
半年以上前倒して策定

以降、おおむね5年毎に見直し

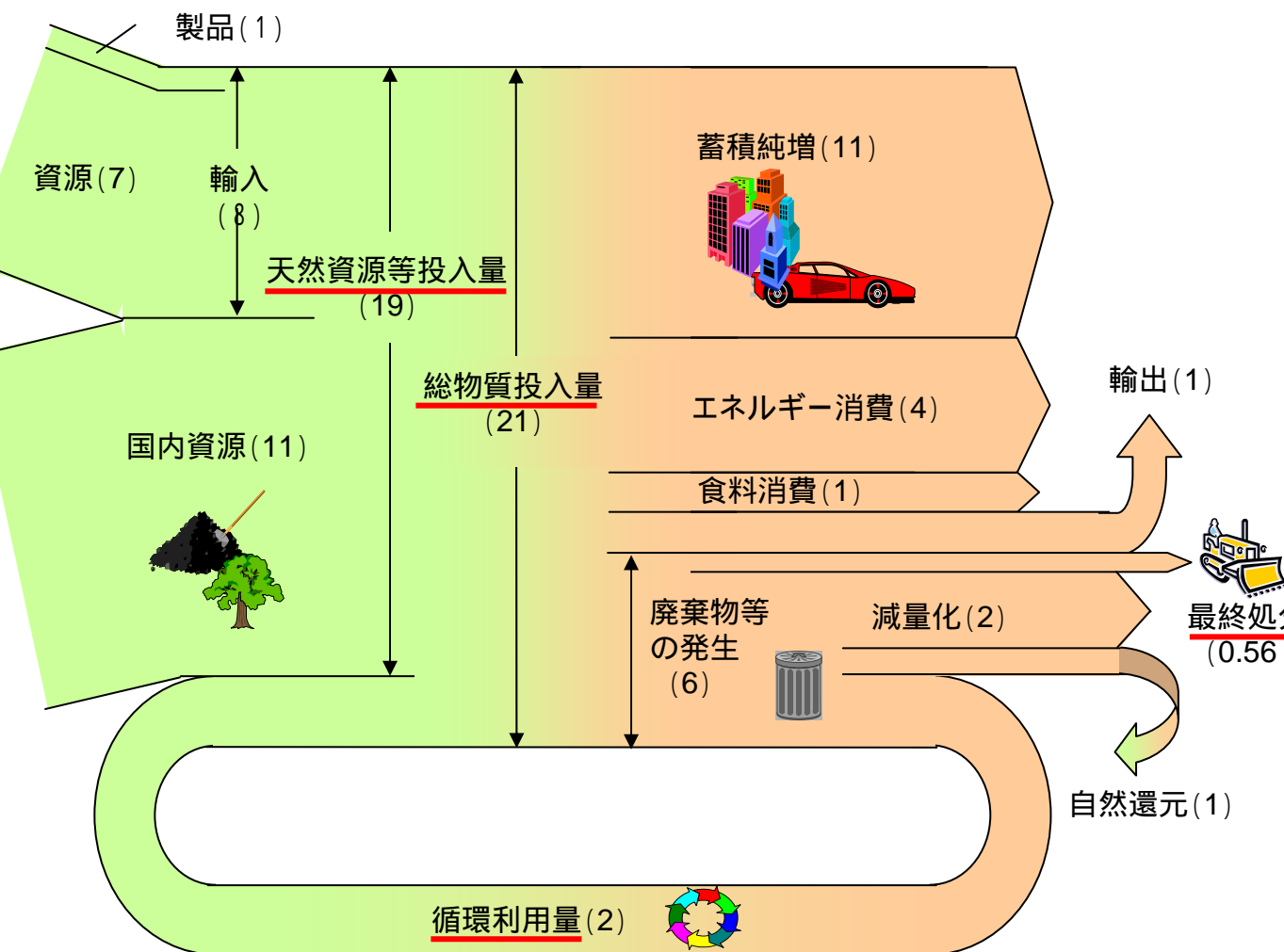
これまでの経済社会のあり方を見直し、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減させる循環型社会の形成は重要な課題。

今般、循環基本法に基づき、循環型社会形成の道筋を示す「循環型社会形成推進基本計画」を、法律の期限を半年前倒しして策定。

今後、平成22年度までに廃棄物最終処分量の半減（平成12年度比）等の計画目標を達成すべく、廃棄物の減量化やリサイクルを一層促進。

また、身近な暮らしの見直しも重要であり、家庭から排出するごみの1人1日当たり20%削減を目標として、各種取組を推進。

単位：億トン



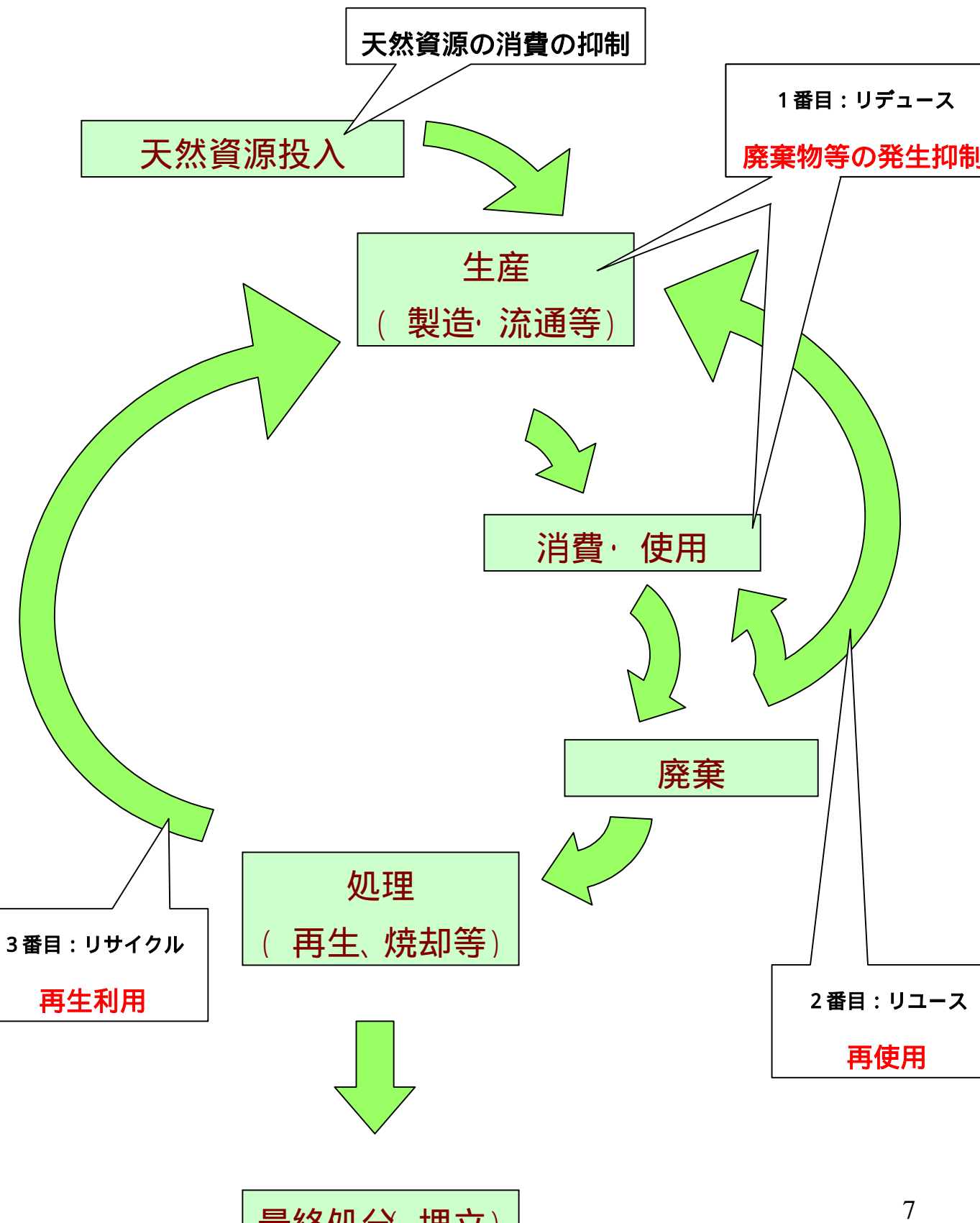
平成12年度の我が国の物質収支を概観すると、

約21億トンの物質投入

そのうち約2億トンを循環利用

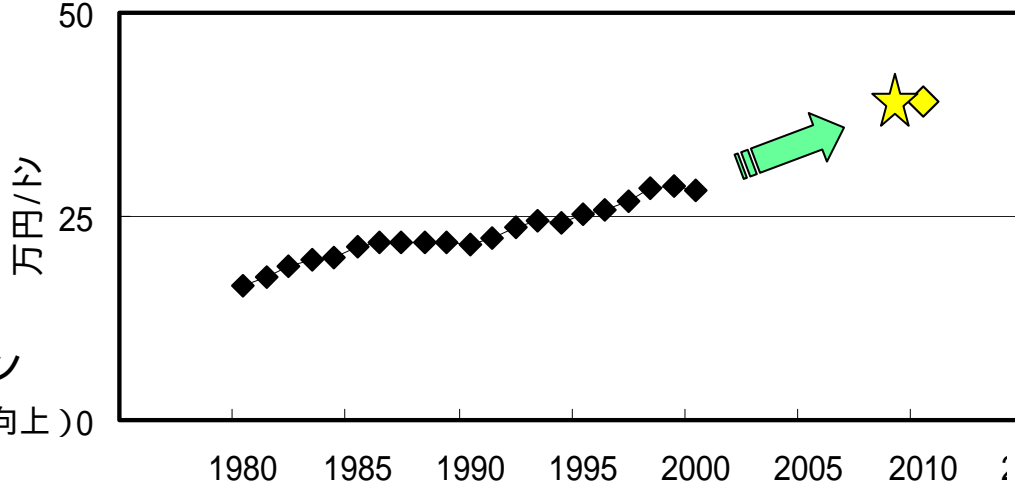
最終処分(埋立)量は約5,600万トン

2. 循環型社会とは



資源生産性

$$= \frac{\text{GDP}}{\text{天然資源等投入量}}$$

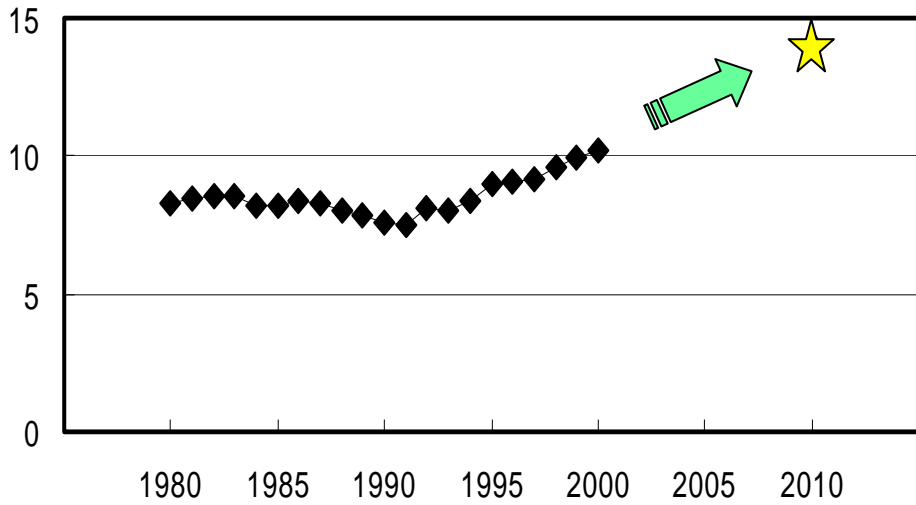


約 39 万円 / トン

(H12 から概ね 4割向上)

循環利用率

$$= \frac{\text{循環利用量}}{\text{循環利用量} + \text{天然資源等投入量}} \%$$

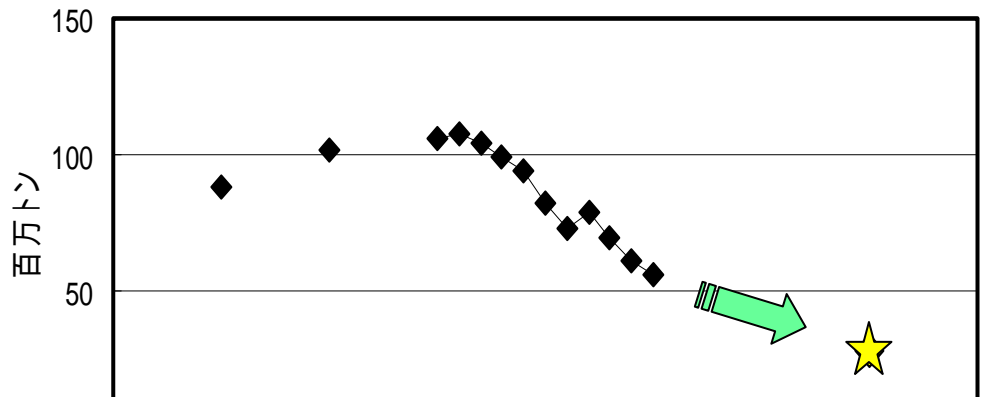


約 14 %

(H12 から概ね 4割向上)

最終処分量

= 廃棄物最終処分量



約 2,800 万トン

現状と課題

現状：非持続的な 20 世紀型の活動様式

課題

- ・循環を基調とする社会経済システムの実現
- ・廃棄物問題の解決

循環型社会のイメージ

暮らし：良いものを大事に使う「スロー」なライフスタイル

ものづくり：長寿命化、リース・レンタル

数値目標：2000～2010 年度

1 物質フロー（マテリアル・フロー）目標

「入口」：資源生産性 平成 22 年度：約 39 万円/トン（平成 12 年度から概ね 4 割向上）

* 資源生産性 = GDP / 天然資源等投入量：いかにより少ない資源で、より大きな豊かさを得るかを表す値

「循環」：循環利用率 平成 22 年度：約 14%（平成 12 年度から概ね 4 割向上）

「出口」：最終処分量 平成 22 年度：約 28 百万トン（平成 12 年度から概ね半減）

2 取組目標

- ・ 1 人 1 日あたりごみ排出量の 20% 削減、
- ・ 循環型社会ビジネスの市場・雇用規模の倍増等

各主体の取組

国：各主体とのパートナーシップの育成、率先した循環型社会形成への取組

国民：ライフスタイルの見直し等

事業者：EPR に基づく適正な 3R・処分等

家庭から排出する一人ひとりのごみを20%削減(平成12年度比)

取組の例	1人1日あたりのごみ削減量	1人1日あたりのごみ排出量に対する削減割合
<p>計画的に食品を購入し賞味期限内に使い切り</p> <p>料理は残さず食事</p>	20g	3%
<p>買物袋の持参を促進</p> <p>量り売りや簡易包装の利用を推進</p> <p>詰め替え製品の購入</p>	7g	1%
<p>地方公共団体や販売店・回収団体での分別回収に協力</p> <p>(びん、缶、新聞、雑誌、段ボール等)</p>	120g	18%
合計	約150g	約20%

1. 定義

製品のライフサイクルにおける消費者より後の段階にまで生産者の物理的又は経済的責任を拡大する環境政策上の手法。

より具体的には、

生産者が製品のライフサイクルにおける影響を最小化するために設計を行う責任を負うこと。

生産者が設計によって排除できなかった製品による環境影響に対して物理的又は経済的責任を負うこと。

2. 主な機能

廃棄物処理のための費用又は物理的な責任の全部又は一部を地方自治体及び一般の納税者から生産者に移転すること。

3. 4つの主要な目的

発生源での削減（天然資源や原材料の保全）

廃棄物の発生抑制

より環境にやさしい製品設計

持続可能な発展を促進するとぎれのない物質循環の輪

4. 効果

製品の素材選択や設計等に関して、上流部門に環境配慮の取組みを促進させる。生産者に対し、製品に起因する外部環境コストを内部化するように適切なシグナルを送ることができる。

5. 責任の分担

製品の製造から廃棄に至る流れにおいて、関係者によって責任を分担することは、拡大生産者責任の本来の要素である。

6. 具体的な政策手法の例

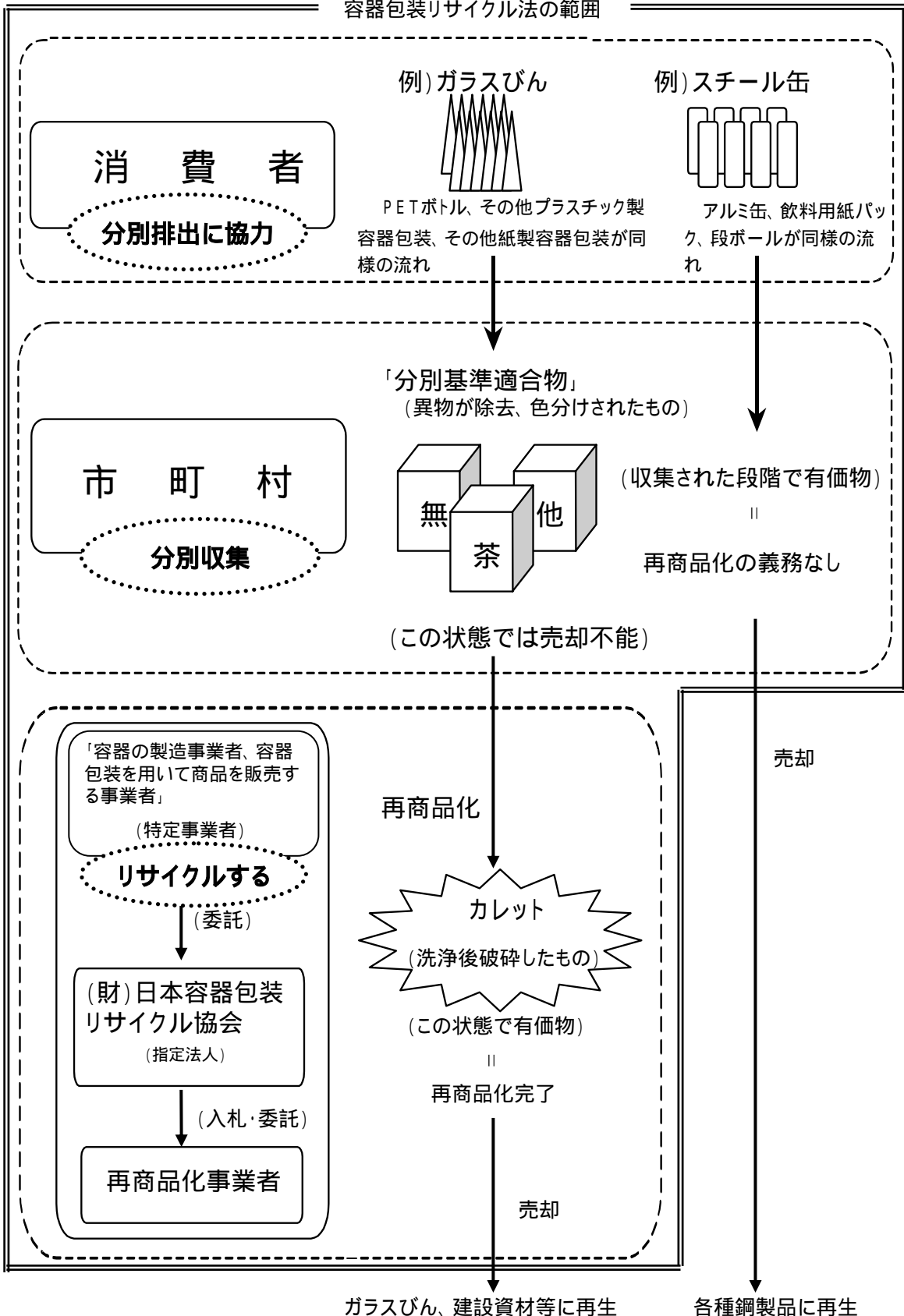
製品の引取り、 デポジット/リファンド、 製品課徴金/税、
処理費先払い、 再生品の利用に関する基準、 製品のリース

容器包装リサイクル法の範囲

消費者の役割

市町村の役割

事業者の役割



ガラスびん、建設資材等に再生

各種鋼製品に再生

対象容器包装の追加

平成9年4月～

ガラスびん

PETボトル

スチール缶

アルミ缶

紙パック

平成12年4月～

ガラスびん

PETボトル

プラスチック製
容器包装

紙製容器包装

スチール缶

アルミ缶

紙パック

段ボール

市町村が分別収集した段階で有償のため再商品化の義務が生じないもの

平成9年4月～ 平成12年4月～

大企業者	ガラスびん、ペットボトル
	紙製・プラ製容器包装

中小企業者	ガラスびん、ペットボトル
	紙製・プラ製容器包装

小規模事業者 再商品化義務は免除

会社・個人

製造業等 小売業・サービス業等 卸売業

平成9年度から適用	下記以外	下記以外	下記以外
平成12年度から適用	300人以下 または 1億円以下	50人以下 または 1千万円以下	100人以下 または 3千万円以下
適用除外	20人以下 かつ 2億4千万円以下	5人以下 かつ 7千万円以下	5人以下 かつ 7千万円以下

組合等

製造業等 小売業・サービス業等 卸売業

平成9年度から適用	下記以外	下記以外	下記以外
平成12年度から適用	300人以下	50人以下	100人以下
適用除外	20人以下 かつ 2億4千万円以下	5人以下 かつ 7千万円以下	5人以下 かつ 7千万円以下

民法34条に規定する法人、学校法人等

下記以外
300人以下
20人以下 かつ 2億4千万円以下

常時使用する従業員の数 資本の額または出資の総額
その事業年度におけるすべての事業の売上高の総額

品目名		分別収集実績			分別収集実績		
		画 量(t)	績 量(t)	績 量(t)	再商品化量(t)	実施数	割合%
無色のガラス びん	H 9	406,133	292,775	275,119	1,610	49.5	76.8
	H 1 0	486,025	322,284	303,240	1,862	57.2	84.6
	H 1 1	542,451	326,110	307,237	1,991	61.2	86.3
	H 1 2	458,559	352,386	334,549	2,618	81.1	92.6
	H 1 3	483,879	355,157	339,443	2,725	83.9	93.8
	H 1 4	505,175	348,698	337,888	2,795	86.4	94.7
茶色のガラス びん	H 9	299,536	243,916	228,170	1,610	49.5	77.0
	H 1 0	358,012	274,374	256,227	1,866	57.3	84.6
	H 1 1	369,894	290,127	272,559	1,992	61.3	86.4
	H 1 2	369,346	312,539	294,959	2,631	81.5	92.7
	H 1 3	388,351	311,993	298,785	2,737	84.3	93.8
	H 1 4	405,634	304,172	293,240	2,807	86.8	94.8
その他の色の ガラスびん	H 9	118,536	107,533	95,190	1,535	47.2	74.1
	H 1 0	140,443	136,953	123,227	1,784	54.8	81.9
	H 1 1	155,603	149,332	134,084	1,915	58.9	83.9
	H 1 2	180,459	164,551	150,139	2,566	79.5	91.1
	H 1 3	189,620	162,481	152,965	2,706	83.4	93.2
	H 1 4	197,930	163,903	156,856	2,740	84.7	93.8
紙製容器包装	H 1 2	86,724	34,537	26,310	343	10.6	13.0
	H 1 3	120,308	49,723	44,675	404	12.4	16.8
	H 1 4	152,764	57,977	54,145	525	16.2	21.0
ペットボトル	H 9	21,180	21,361	19,330	631	19.4	41.8
	H 1 0	44,590	47,620	45,192	1,011	31.1	62.0
	H 1 1	59,263	75,811	70,783	1,214	37.3	67.4
	H 1 2	103,491	124,873	117,877	2,340	72.5	86.9
	H 1 3	172,605	161,651	155,837	2,617	80.6	91.8
	H 1 4	198,672	188,194	183,427	2,747	84.9	93.5
プラスチック製 容器包装	H 1 2	239,174	100,810	77,568	881	27.3	30.7
	H 1 3	389,272	197,273	180,306	1,121	34.5	43.6
	H 1 4	486,727	282,561	268,640	1,306	40.4	48.4
スチール缶	H 9	526,701	464,662	443,506	2,411	74.1	86.4
	H 1 0	590,858	471,638	461,347	2,572	79.0	91.4
	H 1 1	636,099	471,127	456,892	2,625	80.7	91.8
	H 1 2	576,461	484,752	476,177	3,065	94.9	96.9
	H 1 3	598,648	461,357	450,229	3,104	95.6	97.3
	H 1 4	620,045	419,667	415,364	3,123	96.5	97.7
アルミ缶	H 9	148,885	112,527	107,455	2,420	74.3	86.7
	H 1 0	170,535	121,214	117,315	2,587	79.5	91.7
	H 1 1	187,025	128,541	124,690	2,647	81.4	92.0
	H 1 2	172,889	135,910	132,386	3,078	95.3	97.0
	H 1 3	181,111	141,408	137,753	3,112	95.9	97.4
	H 1 4	189,519	145,789	144,101	3,130	96.8	97.6
段ボール	H 1 2	434,888	380,290	372,576	1,728	53.5	61.0
	H 1 3	458,519	448,855	438,598	1,942	59.8	67.1
	H 1 4	486,107	502,903	498,702	2,105	65.1	72.0
紙パック	H 9	23,028	6,644	6,419	993	30.5	43.4
	H 1 0	30,072	8,939	8,670	1,111	34.1	54.7
	H 1 1	36,626	9,574	9,416	1,176	36.2	54.9
	H 1 2	28,065	12,565	12,071	1,599	49.5	69.1
	H 1 3	31,514	13,136	12,435	1,756	54.1	70.9
	H 1 4	35,502	15,696	15,358	1,849	57.2	74.1
合計	H 9	1,543,999	1,249,418	1,175,189			
	H 1 0	1,820,535	1,383,022	1,315,218			
	H 1 1	1,986,961	1,450,622	1,375,661			
	H 1 2	2,650,056	2,103,213	1,994,612			
	H 1 3	3,013,827	2,303,034	2,211,025			
	H 1 4	3,278,075	2,429,560	2,367,721			

平成15年3月末現在の全市町村数は、3,235(東京23区含む)。
 全国の総人口は、平成14年4月1日時点で12,731万人。

(環境省調べ)

分別収集計画及び再商品化計画

1. 分別収集計画

(1) 分別収集実施市町村数

区分	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
無色ガラス	3,108 (95.9%)	3,137 (96.8%)	3,148 (97.1%)	3,166 (97.7%)	3,169 (97.8%)
茶色ガラス	3,109 (95.9%)	3,138 (96.8%)	3,149 (97.2%)	3,167 (97.7%)	3,169 (97.8%)
その他ガラス	3,073 (94.8%)	3,108 (95.9%)	3,123 (96.4%)	3,144 (97.0%)	3,154 (97.3%)
紙製容器包装	1,435 (44.3%)	1,574 (48.6%)	1,706 (52.6%)	1,841 (56.8%)	1,916 (59.1%)
ペットボトル	3,027 (93.4%)	3,072 (94.8%)	3,097 (95.6%)	3,130 (96.6%)	3,132 (96.6%)
プラスチック製 容器包装	2,152 (66.4%)	2,355 (72.7%)	2,500 (77.1%)	2,615 (80.7%)	2,666 (82.3%)
スチール缶	3,223 (99.4%)	3,226 (99.5%)	3,226 (99.5%)	3,226 (99.5%)	3,226 (99.5%)
アルミ缶	3,225 (99.5%)	3,227 (99.6%)	3,227 (99.6%)	3,227 (99.6%)	3,227 (99.6%)
段ボール	2,813 (86.8%)	2,847 (87.8%)	2,890 (89.2%)	2,933 (90.5%)	2,942 (90.8%)
紙パック	2,526 (77.9%)	2,581 (79.6%)	2,657 (82.0%)	2,724 (84.0%)	2,731 (84.3%)

(2) 分別収集見込み量

(単位:千トン)

区分	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
無色ガラス	431	442	451	460	467
茶色ガラス	372	381	387	395	401
その他ガラス	198	203	206	210	214
紙製容器包装	148	165	190	207	222
ペットボトル	214	229	243	259	273
プラスチック製 容器包装	487	629	757	859	922
スチール缶	508	516	522	529	535
アルミ缶	171	176	179	183	187
段ボール	641	661	679	698	715
紙パック	25	27	28	30	31

2.再商品化見込み量

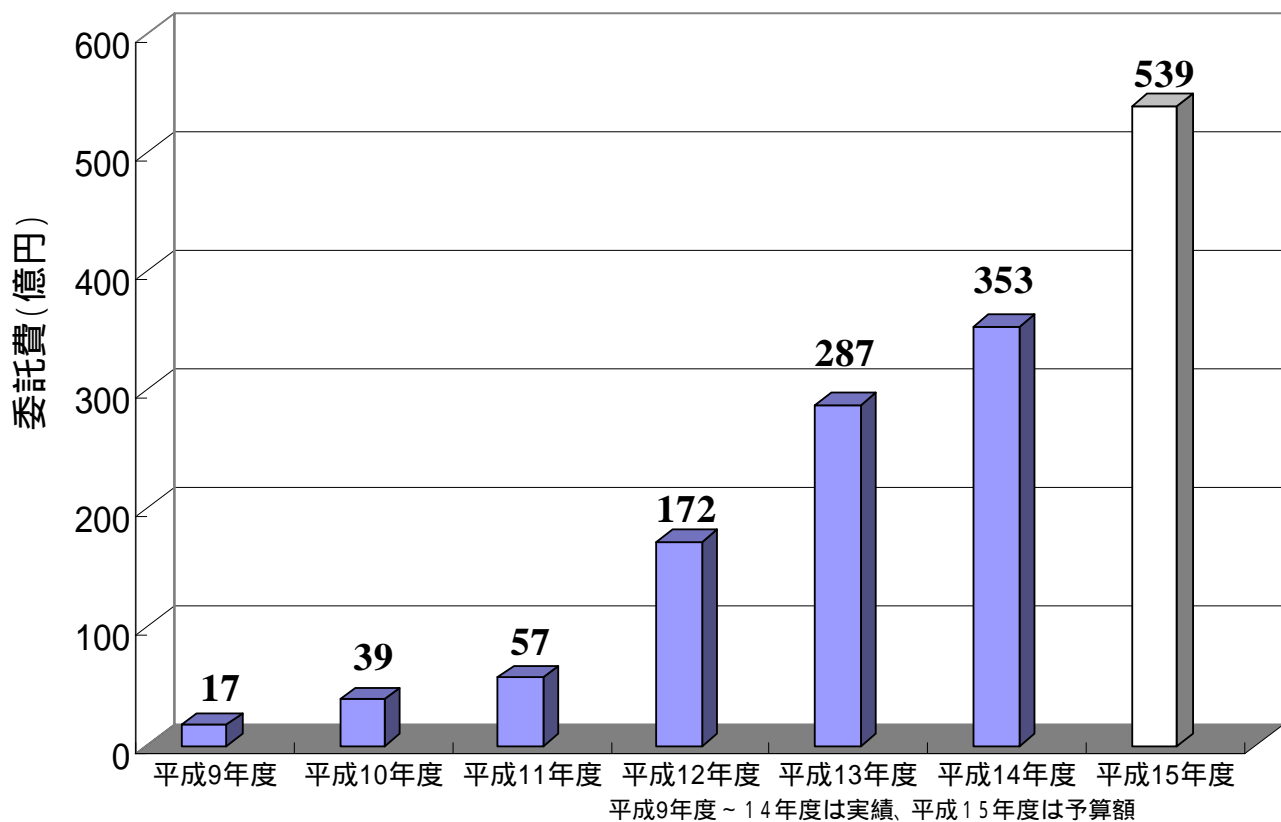
(単位:千トン)

区分	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
無色ガラス	270	270	270	270	270
茶色ガラス	200	200	200	200	200
その他ガラス	160	160	160	160	160
紙製容器包装	313	505	505	505	505
ペットボトル	292	311	315	317	319
プラスチック製 容器包装	591	655	776	835	892

区分		9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
個別 申し 込み 件 数	ガラスびん	459	476	472	3,806	3,901	3,863
	ペットボトル	198	211	201	962	1,088	1,087
	紙製 容器包装	-	-	-	41,206	45,262	45,878
	プラスチック製 容器包装	-	-	-	56,944	59,609	61,067
総数		500	521	519	59,449	62,057	63,595

14年度はH15.5.31現在

特定事業者の委託額の推移



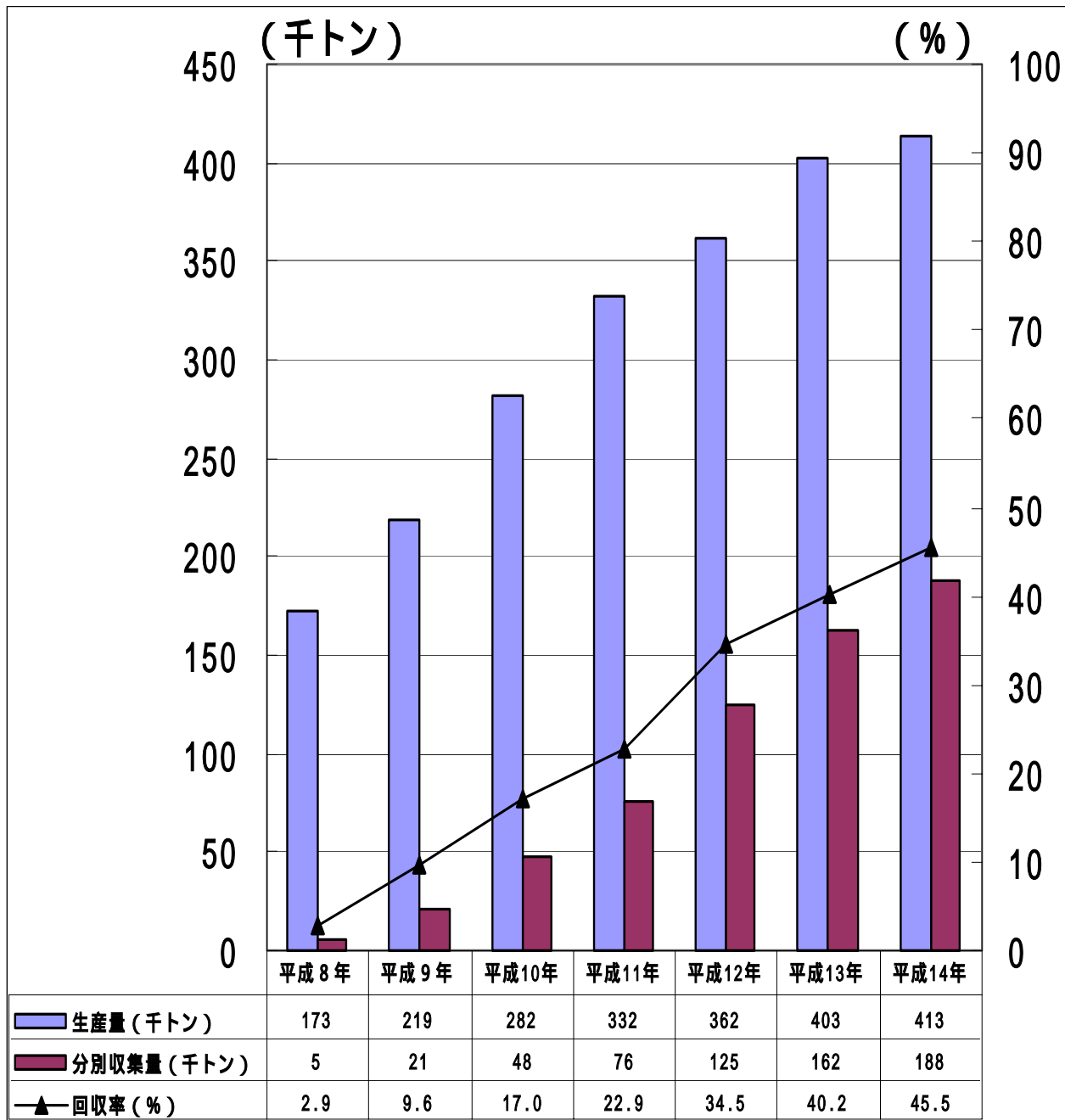
(財)日本容器包装リサイクル協会資料

容器の軽量化による減量化対策の事例

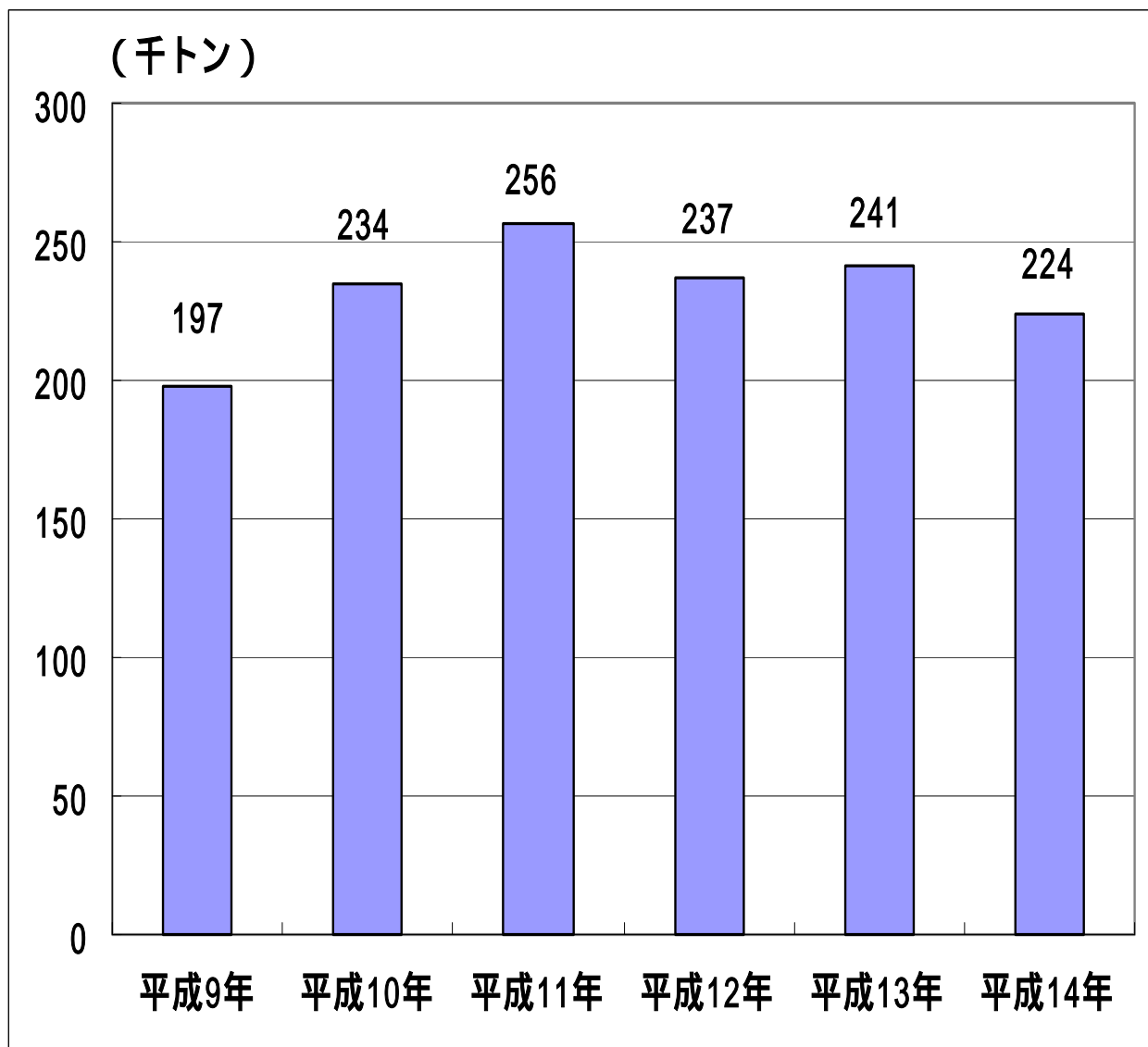
容器区分	メーカー	減量化対策		減量割合	
ペットボトル	コカコーラ	1.5リットル	79g	51g	35%減
	キリンビバレッジ	1.5リットル	65g	59g	9%減
	サントリー	500ml	32g	26.5g	17%減
アルミ缶	キリンビール	350ml	20.5g	15.2g	26%減
	キリンビバレッジ	340ml	18.9g	16.2g	14%減
スチール缶	キリンビバレッジ	190g缶	37.1g	31.7g	15%減
ワインびん	サントリー		455g	382g	16%減
リターナルびん	キリンビバレッジ	200ml	348g	310g	11%減
ガラスびん(クリップ)	森永	大瓶	410g	338g	18%減
プラスチックボトル	ライオン	ボディソープ	26%減		
	日清製油	サラダ油	13%減		

最新の各メーカーの環境報告書から抜粋

ペットボトルの生産量と分別収集量の推移



ペットボトルの廃棄量(生産量と分別収集量の差)の推移



着色ペットボトルの廃止等

ペットボトルの自主設計ガイドラインの改訂

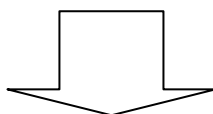
PETボトルリサイクル推進協議会
(平成13年4月から適用)

清涼飲料メーカー、ペットボトルメーカーの団体等から構成される「PETボトルリサイクル推進協議会」は、リサイクルしやすいペットボトルづくりを目指して、平成7年に自主設計ガイドラインを制定した。その後、リサイクル現場からの改善要望も取り入れ、平成13年4月から新しいガイドラインの適用を開始した。

改訂の主な内容は、

これまで、青や緑色に着色したペットボトルを認めてきたが、1年以内に無色・透明にすること。

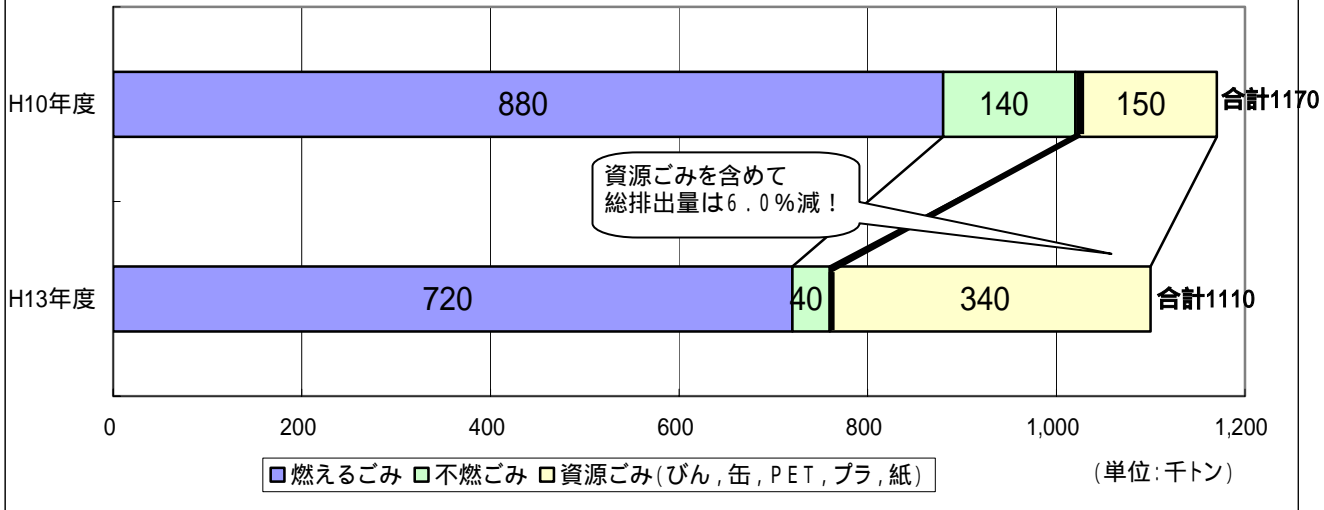
ラベルを剥がしやすくするため、ミシン目入りのシュリソクラベルをできる限り採用すること。



平成14年度において、PETボトルの生産は無色ボトルへの切り替えが完了している

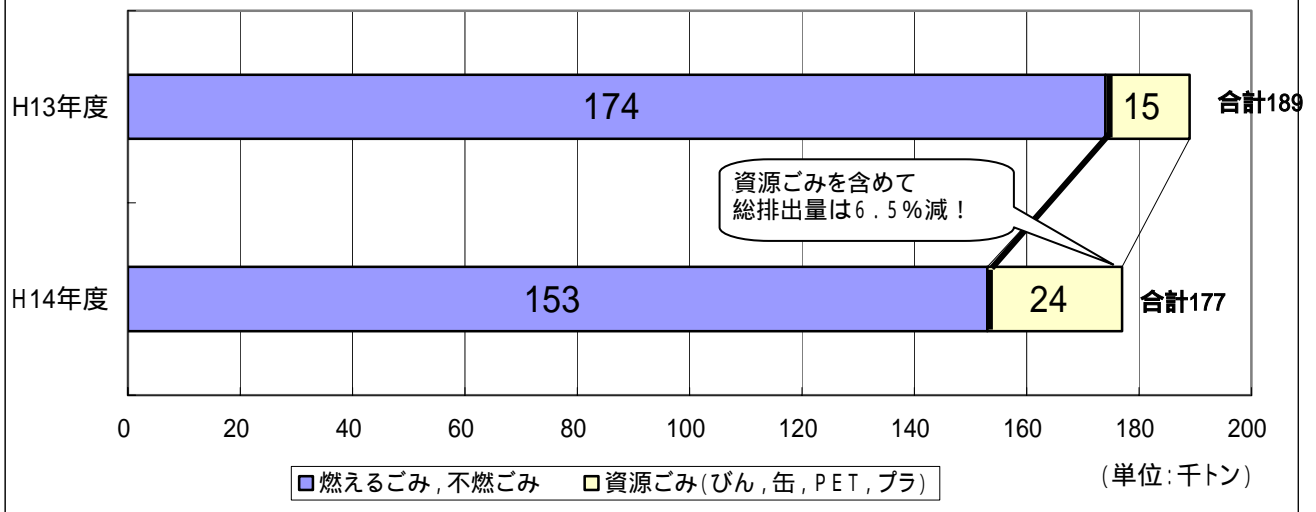
名古屋市

平成12年度途中より本格実施



仙台市

平成14年度より本格実施



仙台市の数値は4月～11月までの速報値

横須賀市

平成13年度より本格実施



識別表示に関しては、届出等の手続きは必要ありません。

法定義務による表示



スチール缶



その他のプラスチック製容器包装



アルミ缶



その他の紙製容器包装



ペットボトル

資源有効利用促進法に基づく法定表示義務

自主的な表示

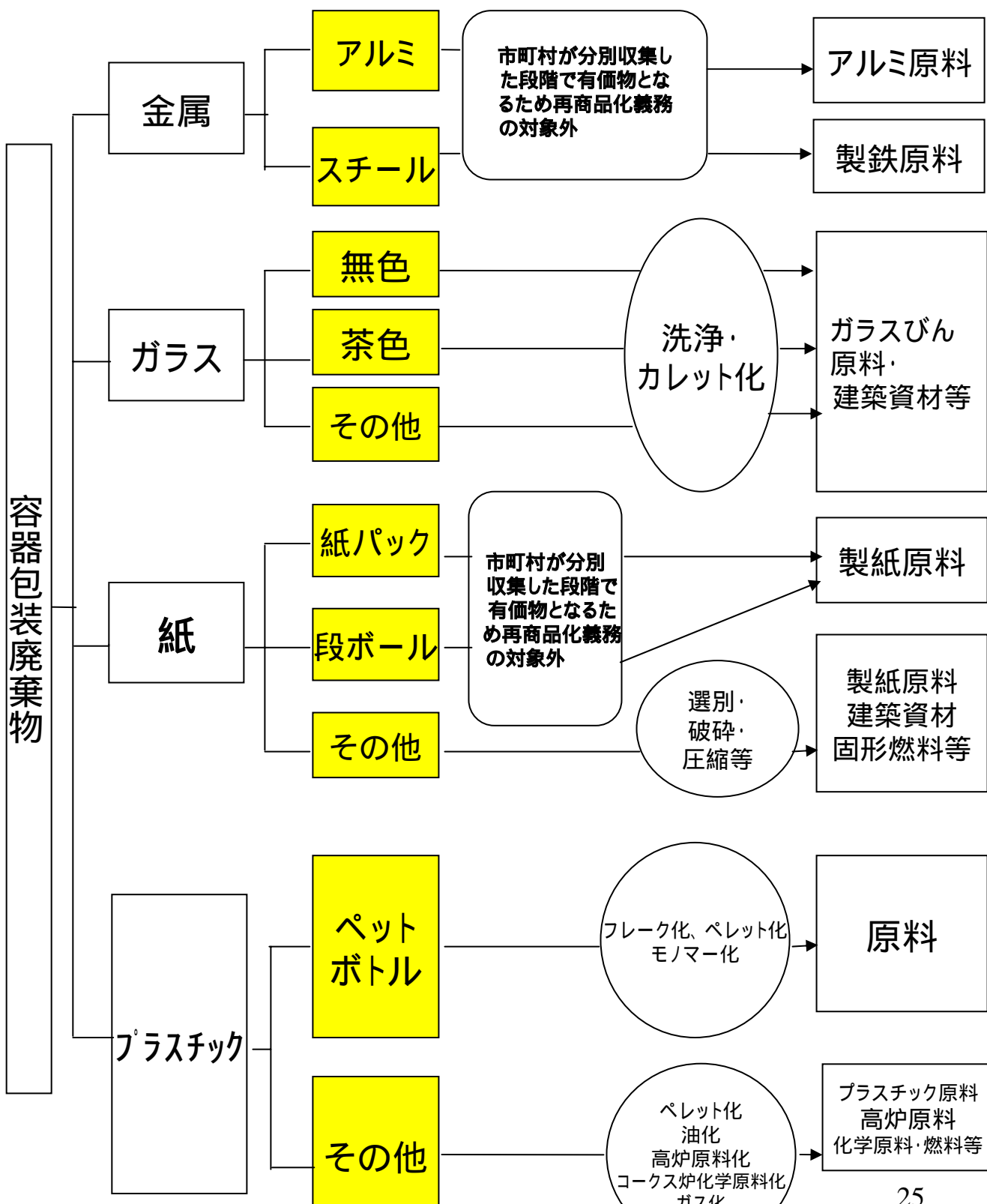


段ボール



飲料用紙製容器

分別収集された容器包装廃棄物は、対象品目ごとに、次のような方法でリサイクルされ、新しい原料や素材として生まれ変わります。



再商品化されたものの利用状況

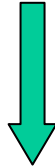
	用途	構成比(%)						
		9年度 (実績)	10年度 (実績)	11年度 (実績)	12年度 (実績)	13年度 (実績)	14年度 (実績)	15年度 (見込)
ガラス びん	ガラスびん	83.0	76.4	68.4	61.2	59.1	52.4	69.7
	その他(土木建材等)	17.0	23.6	31.6	38.8	40.9	47.6	30.3
ペット ボトル	繊維(衣料品、カーペット)	72.4	70.7	63.6	55.9	51.3	52.4	40.2
	シート(卵パック等)	13.2	21.8	28.9	34.1	39.5	40.5	34.6
	成型品(植木鉢等)	4.4	5.3	6.4	5.5	5.6	4.7	3.2
	ペットボトル	-	-	-	-	-	-	20.7
	その他ボトル(洗剤等)	9.0	0.9	0.5	0.5	0.4	0.6	0.7
	その他(結束バンド等)	1.0	1.3	0.7	4.0	3.2	1.8	1.1
紙製容器 包装	製紙原料	-	-	-	44.4	73.6	83.3	84.1
	材料リサイクル	-	-	-	25.1	5.7	0.7	0.0
	固形燃料	-	-	-	30.5	20.7	16.0	15.9
プラスチ ック製容 器包(白 色トレイ を除く)	材料リサイクル	-	-	-	11.1	7.9	13.1	25.0
	油化	-	-	-	7.6	6.7	3.8	3.2
	高炉還元剤	-	-	-	56.3	36.0	26.0	24.2
	コークス炉化学原料	-	-	-	22.3	43.0	50.9	33.6
	ガス化	-	-	-	1.5	6.4	6.2	14.0
白色 トイレ	材料リサイクル	-	-	-	97.6	89.1	99.7	100.0
	油化	-	-	-	2.4	10.9	0.3	0.0

((財)日本容器包装リサイクル協会資料)

DMT:ジメチルテレフタレート

TPA:テレフタル酸

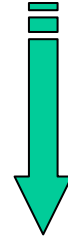
石油



PET樹脂



TPA



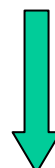
ペットボトルの
循環的なりサイ
クルが期待
される

PET
ボトル

新たな方法
リサイクル



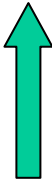
これまでの
方法



廃棄

モノマー化

精製



化学
分解

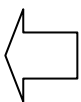
高品質の
ポリエステル繊維
等



DMT

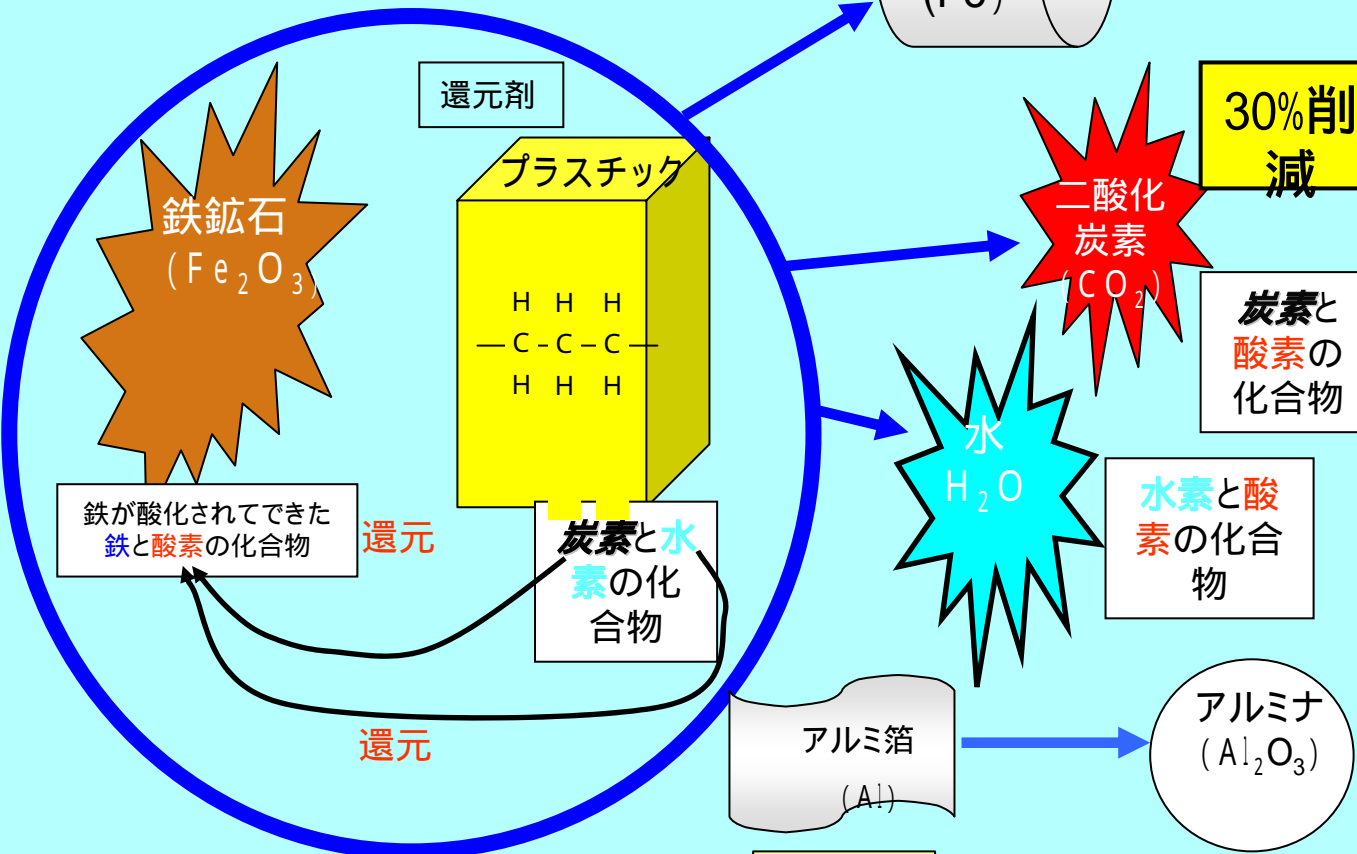
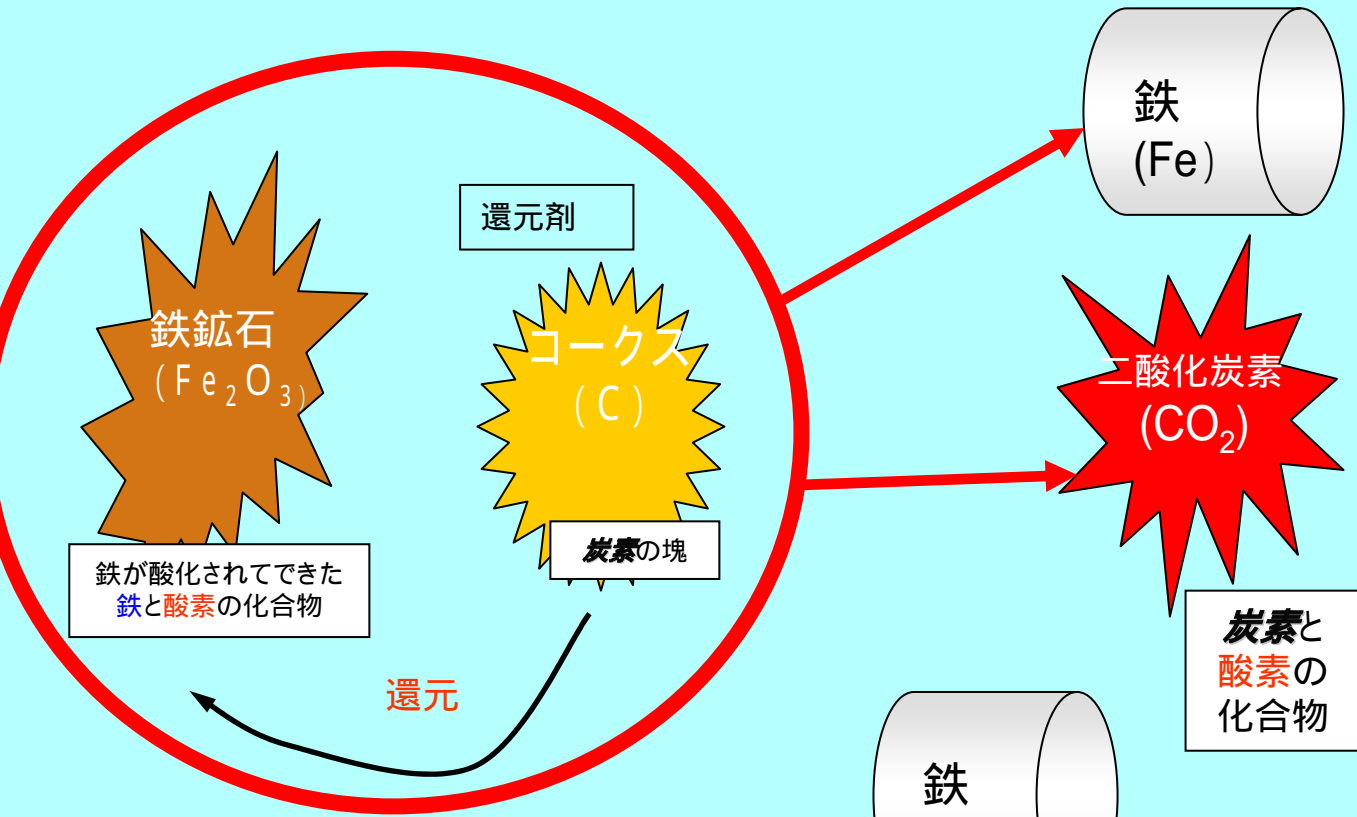
フレーク

ペレット

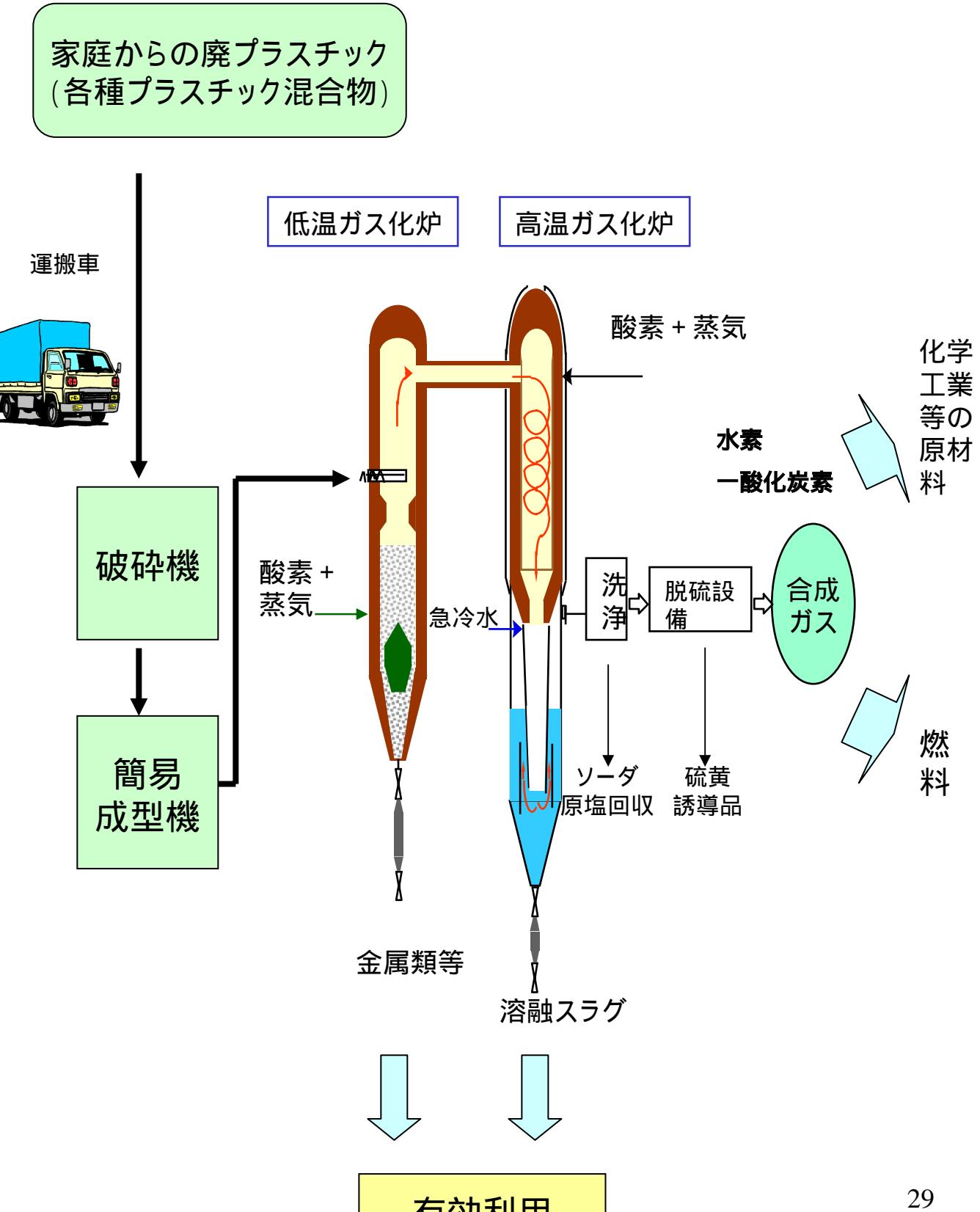


ポリエステ
ル繊維、
シート

表紙(鉄鉱石の還元)とプラスチック



プラスチックのガス化設備(例)



(関係条文抜粋)

(特定容器利用事業者の再商品化義務)

第11条 特定容器利用事業者は、毎年度、主務省令で定めるところにより、その事業において用いる特定容器(第18条第1項の認定に係る特定容器及び本邦から輸出される商品に係る特定容器を除く。次項第2号口を除き、以下この条において同じ。)が属する容器包装区分に係る特定分別基準適合物について、再商品化義務量の再商品化をしなければならない。

(自主回収の認定)

第18条 特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者は、その用いる特定容器、その製造等をする特定容器又はその用いる特定包装を自ら回収し、又は他の者に委託して回収するときは、主務大臣に申し出て、その行う特定容器又は特定包装の回収の方法が主務省令で定める回収率を達成するために適切なものである旨の認定を受けることができる。

(自主回収率)

第20条 法第18条第1項の主務省令で定める回収率は、おおむね百分の九十とする。

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する
法律第18条に基づく自主回収の認定申請の留意事項」
について(抜粋)

(平成9年4月16日衛環161号

厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)

申請に係る留意事項

認定基準

(1) 自主回収の認定に係る回収率は、「おおむね90%」と認められている。(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第20条) ただし、現状の回収率が80%以上であり、その回収方法から判断して、おおむね90%の回収率を達成するために適切なものであると認められる場合については、自主回収の認定をすることとしている。

特定容器の自主回収認定状況

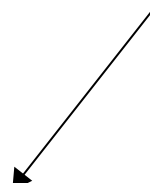
認定事業者

区 分		9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
認定事業者数	新規認定	26	3	27	21	3	0
	取り消し	0	1	2	0	1	3
	累計	26	28	53	74	76	73

認定容器の種類

区 分		9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
認定容器の種類数	新規認定	106	8	64	48	11	16
	取り消し	0	9	4	2	13	20
	累計	106	105	165	211	209	205

環境省調べ



素材別の内訳

ガラス	201
プラスチック	2
紙	2